

災害廃棄物の受入基準等に関する追加調査結果

第1節 調査の概要

1. 調査の目的

昨年度実施した災害廃棄物の受入基準に関するアンケート調査の結果を踏まえ、発災時の災害廃棄物の広域的な処理を円滑に進めるためのより詳細な条件を確認することを目的とし、追加調査を実施した。

2. 調査に関する基本的事項

1) 調査対象施設

昨年度実施した調査において回答のあった一般廃棄物処理施設のうち、災害廃棄物の広域的な受入が可能と回答のあった施設、広域的な受入が困難と回答があったものの、受入基準に関して回答のあった施設などのほか、回答のあった産業廃棄物処理施設を対象に実施した。

2) 調査の時期・方法

令和5年9月～10月にかけて、電子メールを用いたアンケート調査票形式（選択式及び記述式）により調査を実施した。

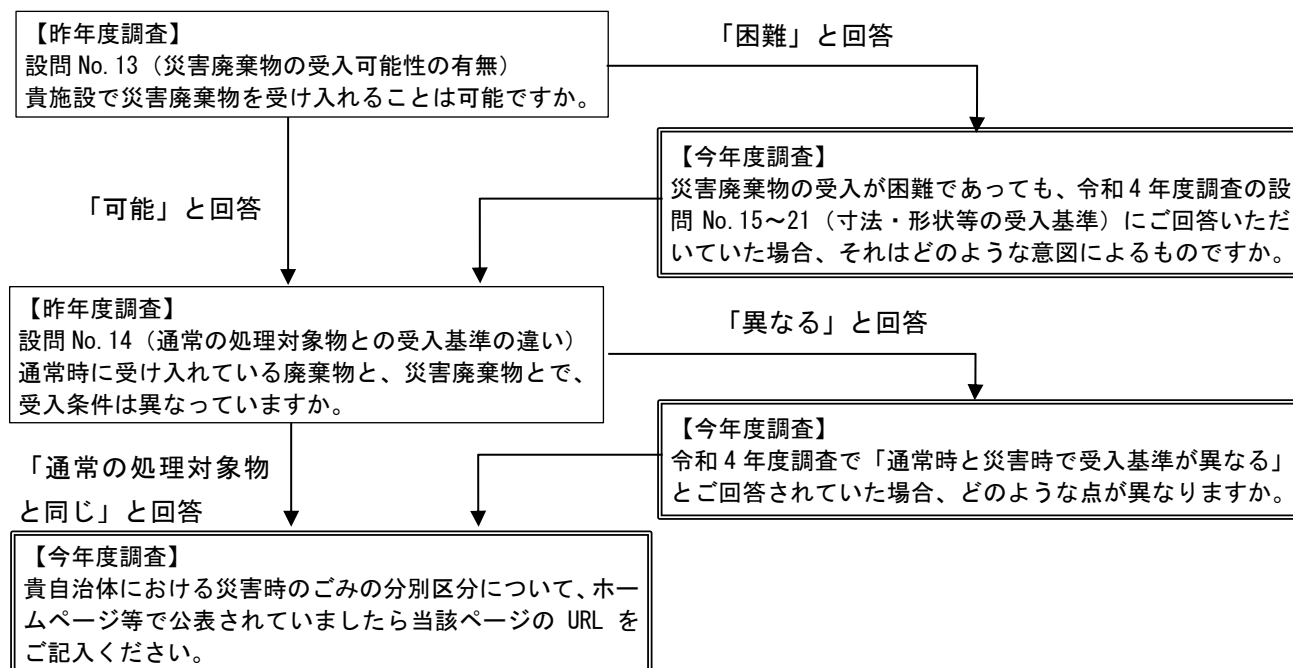
3) 調査票送付先

1) に示した一般廃棄物処理施設を所管する自治体（126件）及び産業廃棄物処理施設を所管する事業者（26件）に対し、事務局より送付した。

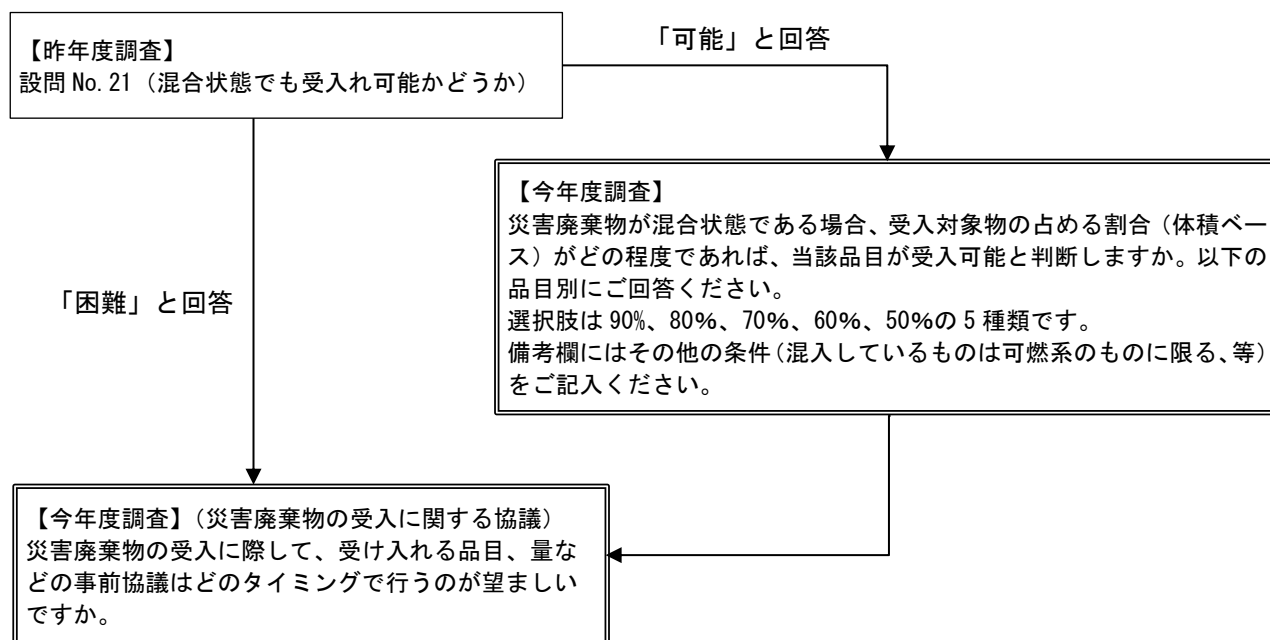
4) 調査項目

調査項目は昨年度調査結果を踏まえ、以下のとおりとした。なお、一部の設問に昨年度調査結果を予め入力しておくことで、回答者の負担軽減を図った。

- (1) 基本的事項（昨年度調査結果を予め入力）：調査対象の自治体・事業者が管理する廃棄物処理施設の種類、名称、所管者、所在地、処理能力など
- (2) 災害廃棄物の受入基準について：受入可能性の有無（昨年度調査結果を予め入力）・受入が困難と回答していても詳細な受入基準に回答した意図、通常時と災害時の受入基準の違い、ごみの分別区分についてなど



- (3) 受入基準の詳細について：受入可能な災害廃棄物の品目（昨年度調査結果を予め入力）、混合状態での受入可否、受入が可能と判断する混合状態の割合、受入に関する協議を行うタイミングなど



第2節 調査結果

1. 一般廃棄物処理施設を所管する自治体

一般廃棄物処理施設を所管する自治体を対象とした調査回答数は 103 件であり、回答率は 81.7% (103/126) であった。内訳は、市町村 53 件 (51.5%)、一部事務組合等 50 件 (48.5%) であった (図 1 参照)。回答のあった一般廃棄物処理施設の種類の数は、図 2 のとおり、ごみ焼却施設 (71 件) が最も多くなっている。

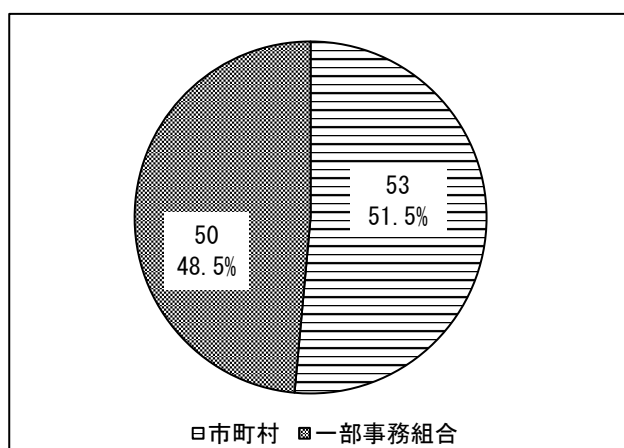


図 1 回答のあった自治体

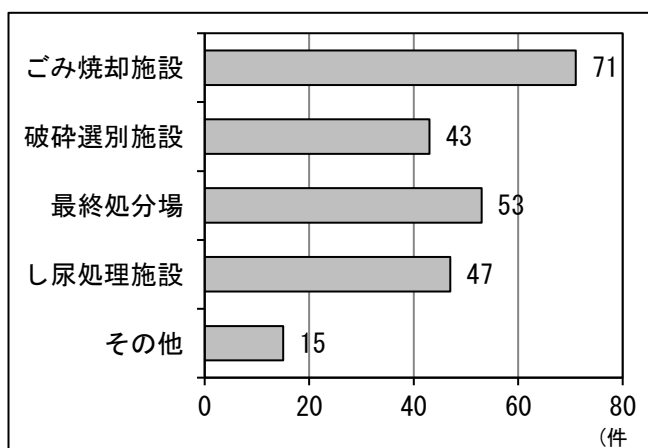


図 2 一般廃棄物処理施設の種類の数（複数回答可）

1) 災害廃棄物の受入基準について

(1) 災害廃棄物の受入可能性について

項目	回答方式	設問・ご回答欄
災害廃棄物の受入可能性の有無	R4 調査時 回答を予め 記入	貴施設で災害廃棄物を受け入れることは可能ですか。 可能⇒次ページ「(2) 受入基準と通常時との違いについて」へ 困難（余力がない、等）⇒下記設問へ
災害廃棄物の受入が困難であっても、令和4年度調査の設問 No. 15～21（寸法・形状等の受入基準）にご回答いただいていた場合、それはどのような意図によるものですか。	選択式	①通常のごみの受入基準を記入した ②発災時の状況によっては受入が可能 ③広域的な受入は困難だが、地域内の災害廃棄物であれば受入が可能 ④その他

災害廃棄物の受入可能性（昨年度調査時の回答）については、今年度の調査対象自治体のうち 66 件（64.1%）で「可能」と回答があった。「困難（37 件（35.9%）」と回答した自治体に対して、昨年度調査の設問 No. 15～21（寸法・形状等の受入基準に関する設問）に回答した理由について追加調査を行ったが、その理由としては「通常のごみの受入基準を記入した（16 件）」が最も多く、次いで「発災時の状況によっては受入が可能（14 件）」、「広域的な受入は困難だが、地域内の災害廃棄物であれば受入が可能（7 件）」、「その他（6 件）」などであった（図 3 参照）。

その他の内容としては、「本自治体が被災した場合の受入可否や、本自治体の処理施設の老朽化・その他事情がある場合など、その都度協議が必要」、「基幹的改良工事のため施設の運転に制限がある」「地域内の災害廃棄物であれば、搬入量の制限を設けることで受入可能」、「施設の処理方式による受入基準を回答した」などであった。

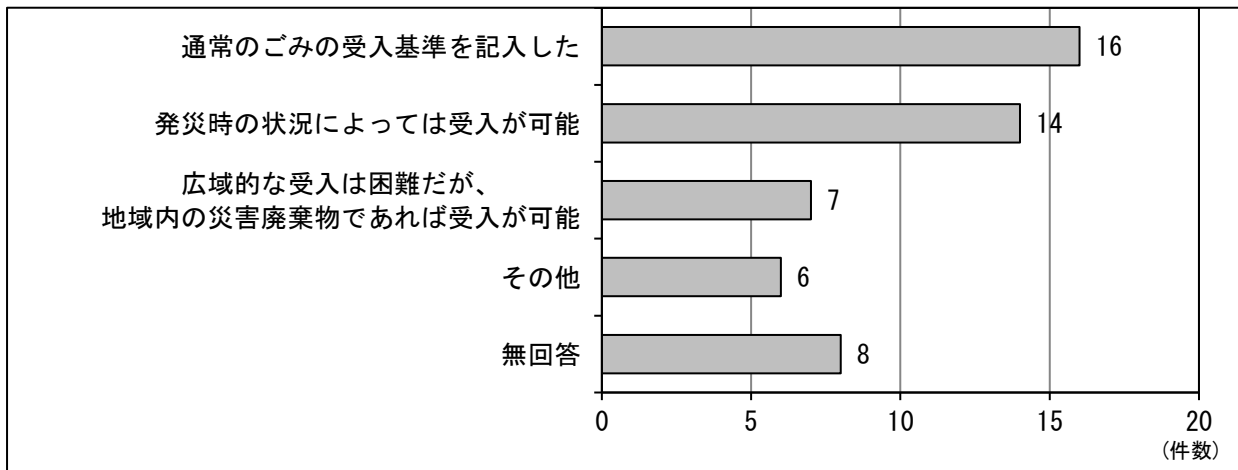


図 3 昨年度調査で「受入は困難」と回答したが、受入条件について回答した理由（複数回答可）

(2) 受入基準の通常時との違いについて

項目	回答方式	設問・ご回答欄
通常の処理対象物との受入基準の違い	R4 調査時 回答を予め 記入	通常時に受け入れている廃棄物と、災害廃棄物とで、受入条件は異なっていますか。 ・異なる⇒下記設問へ ・通常の処理対象物と同じ⇒p5「2」受入基準の詳細について」へ
令和4年度調査で「通常時と災害時で受入基準が異なる」とご回答されていた場合、どのような点が異なりますか。	記述式	

通常時と災害時で受入基準が異なるかどうか（昨年度調査時の回答）については、今年度の調査対象自治体のうち「通常の処理対象物と同じ」と回答した自治体は76件（73.8%）であった。「通常時と災害時で受入基準が異なる」と回答した自治体は26件（25.2%）であり、どのような点が通常時と災害時で異なるのか追加調査を行ったが、「搬入量の制限」、「破碎したものに限って受け入れる（破碎不要なサイズであること）」、「事前に種類や量の確認を行う」といった回答が見られた。回答内容の詳細については、大まかに量、性状・寸法、品目、協定等に分類したものを表1に示す。

表1 通常時と災害時でどのような点が異なるか

異なる点
【量に関する回答】 ・広域的な受入が可能な廃棄物は、金属類、家電製品類(家電リサイクル法対象外の家電製品類)と不燃ごみ(ガラスくず、陶磁器くず等)のみで4t/日まで可。 ・受入支援の災害廃棄物は、生活ごみのみ受入れ可能であり搬入量も制限している。管内で発生した災害廃棄物は特別な要請がない限り通常どおりの受入基準。 ・大型車で搬入は不可であり、搬入の際にも本組合の指定する車両でのみ搬入可能なため。 ・搬入量に制限を設ける場合がある。 ・構成市町以外からの受け入れは指定袋に入る程度の可燃物に限定し、処理手数料についても別途協議する。
【性状・寸法に関する回答】 ・事前に、廃棄物の種類や量の確認を行う。受入料金が異なる。 ・可燃性粗大ごみは破碎処理したものに限る。 不燃性粗大ごみは受け入れしていない。(対応が困難であるため) ・原則、災害可燃ごみはピット直投のため、80cm以下に破碎したもののみ受け入れ可。畳・布団は破碎したもの、木屑、木材は直径20cm以下なら長さ80cm以下に、直径20cm以上なら長さ50cm以下で受け入れ可。家具類も破碎し、金属類を除いたもののみ受け入れ可。 ・粗大ごみなどは破碎処理が必要、また、たたみも1/3程度に切断が必要。なお、不燃ごみは受入不可 ・基本的には破碎不要なサイズまで。木くず：直径10cm以下かつ長さ1m以下のもの、それ以外について：直径20cm以下かつ長さ1m以下のもの ・災害廃棄物のため、通常の運転で処理が可能かどうかや設備機器に影響を及ぼさないかを見極める必要があるため。 ・土砂等の汚れや、混載状況 ・廃材等の長さ。(通常50cm、災害時2m以内。) ・通常時は柱材・角材を受け入れないが、災害時は1m角に前処理(切断)していれば受入可能。

- ・水害廃棄物の場合、粗大ごみ等の直接搬入での受け入れができず、仮置き場への搬入が必要となるため。

【品目に関する回答】

- ・災害廃棄物については、角材など建築廃材が多く含まれる場合がある。清掃センターでは、通常受入しない建築廃材を受け入れることになるが、その場合構成市の依頼により受入をする。対応としては、仮置きとし、処理については、構成市により再度運び出し処理を別にお願している。
- ・産廃も受け入れが可能な点（ただし、有害・危険な産廃は除く）
- ・被災により故障したテレビ、冷蔵庫、エアコン、洗濯機・乾燥機を受入
- ・通常分別は27品目であるが、災害廃棄物は、分別項目を12品目に定める。
- ・通常は、約20種類に分別するが、災害ごみは、6種類（可燃性ごみ、可燃性粗大ごみ、電化製品、不燃性ガラス類ごみ、不燃性陶器類ごみ、不燃性金属類ごみ）になる。
- ・家屋倒壊など（トタン・ガラス・アルミサッシ）木製パレット・海岸線に打ちあがったもの
- ・通常時は家屋の解体等に伴う大量の廃材は受け入れないが、災害時については要確認の上、受入れる

【協定等に関する回答】

- ・災害時等は、基本的には協定を結んでいるところが優先になると考えている。

2) 受入基準の詳細について

(1) 受入可能な品目について

項目	回答方式	設問・ご回答欄
貴施設で受け入れが可能な災害廃棄物の品目	R4 調査時 回答を予め 記入	①生活ごみ、②木くず、③たたみ、④がれき類、⑤金属類、 ⑥不燃混合物、⑦その他

受入可能性のある災害廃棄物の品目（昨年度調査時の回答）については、今年度の調査対象自治体において「生活ごみ（75件）」が最も多く、次いで「木くず（61件）」、「たたみ（57件）」の順に多くなっている。「その他（21件）」の内訳はし尿・浄化槽汚泥（12件）が多く、木製家具や廃プラスチック類、布団などを挙げた自治体もあった（図4参照）。

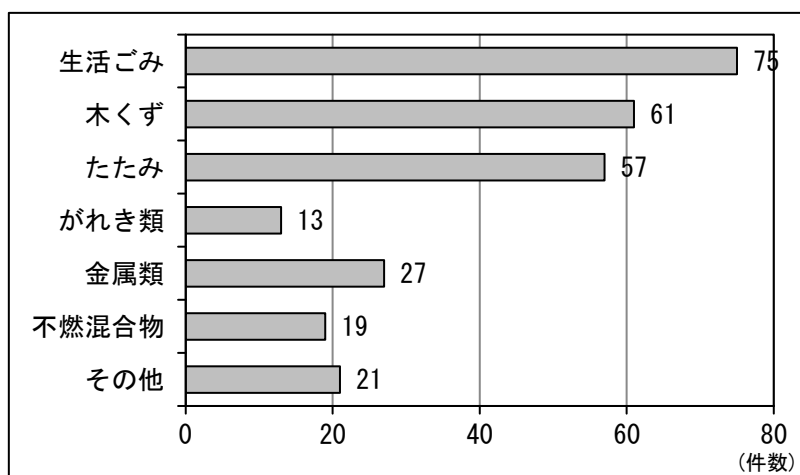


図4 受入可能な品目（複数回答可）

(2) 混合状態での受入について

項目	回答方式	設問・ご回答欄
混合状態でも受入れ可能かどうか	R4 調査時 回答を予め 記入	・可能⇒下記設問へ ・困難（事前に仕分けされていることが必要）⇒p8「(4) 災害廃棄物の受入に関する協議のタイミングについて」へ
混合状態での受入について	選択式 記述式	災害廃棄物が混合状態である場合、受入対象物の占める割合（体積ベース）がどの程度であれば、当該品目が受入可能と判断しますか。 （選択肢）90%、80%、70%、60%、50% （記述式）その他の条件（混入しているものは可燃系のものに限る、等）

混合状態でも受入れが可能かどうか（昨年度調査時の回答）については、今年度の調査対象自治体のうち「可能」と回答した自治体が 8 件（7.8%）、「困難」と回答した自治体が 94 件（91.2%）、無回答が 1 件（1.0%）であった（図 5 参照）。

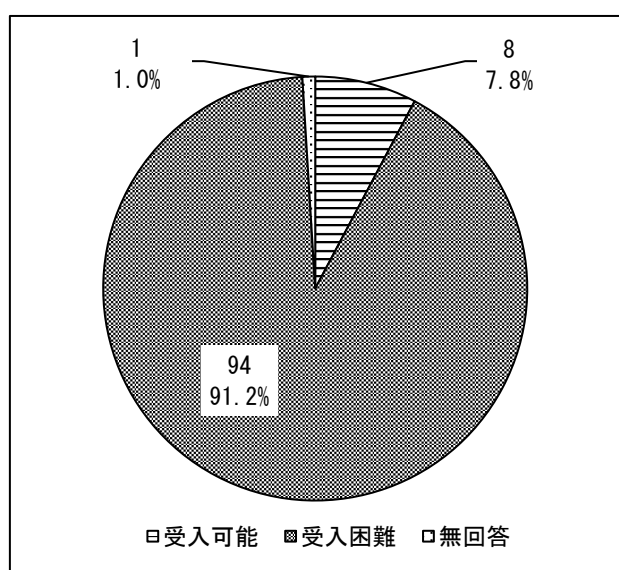


図 5 混合状態での受入れが可能かどうか

(3) 受入が可能と判断する混合状態の割合

受入対象物がどの程度の割合（体積ベース）であれば受入れが可能と判断するかという設問では、前項の設問で「困難」と回答した自治体も含め、34 件の回答が得られた。

回答の傾向を見ると、生活ごみ、木くず、たたみ等の可燃系廃棄物では「90%」と回答した自治体が多く（生活ごみ：13 件/23 件（56.5%）、木くず：10 件/19 件（52.6%）、たたみ：16 件/19 件（84.2%））、その他の条件では「混合物は可燃系のみ可」、「なるべく泥を落とす」等の回答が挙げられており、混入物（特に泥など不燃系のもの）を事前に除去しておくことが重要であると推察される。

がれき類、金属類、不燃混合物等の不燃系廃棄物についても「90%」と回答した自治体が多く（がれき類：4 件/6 件（66.7%）、金属類：6 件/10 件（60.0%）、不燃混合物：6 件/9 件（66.7%））、その他の条件では「可燃系の混入は不可」、「混合物は安定 5 品目に限る」等の回答が挙げられており、可燃系廃棄物と同様に混入物を事前に除去しておくことが重要であると推察される（表 2、表 3 参照）。

表2 受入可能と判断する受入対象物の割合（体積ベース）

受入対象物の割合	生活ごみ	木くず	たたみ	がれき類	金属類	不燃混合物
90%	13	10	16	4	6	6
80%	6	0	0	0	0	0
70%	0	4	0	0	0	1
60%	0	0	1	0	0	0
50%	1	1	0	1	1	0
上記以外	3	4	2	1	3	2
計	23	19	19	6	10	9

表3 その他の条件

品目	条件
生活ごみ	・ 構成自治体の分別基準に沿ったもの ・ 布類の混入が厳しい ・ 受入可能寸法のものに限る・混合物は可燃系のみ可 ・ 泥を落とした状態で搬入し、分別しておくこと。生活ごみ、木くず、たたみをあわせた日搬入可能量は3 m³まで。 ・ 処理能力範囲内まで ・ ごみ袋に入る大きさ ・ 処理方式が異なるため分別する場所がない
木くず	・ 釘程度は可 ・ 木くずに関しては直径10 cm以下、長さ80 cmまで。混入しているものは可燃系のみ可。なるべく、泥を落とす。 ・ 泥付きは受入不可 ・ 受入可能寸法のものに限る ・ 泥を取り除いた状態で搬入 ・ 50 cm四方、厚さ3 cm以内 ・ 混入しているものは可燃系のものに限る。要事前破碎。 ・ 直径15 cm以内、長さ2 m以内 ・ なるべく泥を落とす ・ 処理方式が異なるため分別する場所がない
たたみ	・ 20 枚/日程度 ・ 混入しているものは可燃系のみ可。なるべく、泥を落とす。 ・ 泥を落とした状態で搬入 ・ なるべく泥を落とす ・ 混入しているものは可燃系のものに限る。要事前破碎。 ・ 破碎が可能な状態であること ・ 処理方式が異なるため分別する場所がない
がれき類	・ 可燃系の混入は不可 ・ 混合物は安定5品目に限る。 ・ 混入しているものは、土砂、陶磁器類、石に限る。
金属類	・ 処理方式が異なるため分別する場所がない ・ なるべく泥を落とす ・ 混合物は安定5品目に限る。

不燃混合物	・物により処理方法が異なるため事前打ち合わせが必要 ・なるべく泥を落とす ・可燃系の混入は不可 ・混合物は安定 5 品目に限る。
その他の品目	・収納物は取り除く（ガラス・鏡等は取外し別受付）（家具類） ・土砂、油、薬剤等の混入がないこと（し尿・浄化槽汚泥） ・混入しているものは、ブロック、瓦、レンガ、陶磁器類、コンクリート、石に限る。（土砂） ・災害廃棄物仮置場で分別作業後の残渣程度。塩ビは不可。（廃プラスチック）

（４）災害廃棄物の受入に関する協議のタイミングについて

項目	回答方式	設問・ご回答欄
災害廃棄物の受入に関する協議	選択式	災害廃棄物の受入に際して、受け入れる品目、量などの事前協議はどのタイミングで行うのが望ましいですか。 ①平時に協議を行っておく ②発災後、災害廃棄物の品目が具体的になった時点で協議を行う ③その他

災害廃棄物の受入に際して、受け入れる品目、量などの事前協議はどのタイミングで行うのが望ましいかという設問に対しては、「平時に協議を行っておく」が 52 件（50.0%）、「発災後、災害廃棄物の品目が具体的になった時点」が 46 件（44.2%）、「その他」が 6 件（5.8%）であった。

その他の内容としては、「協定を結んでいない自治体とは発災後、災害廃棄物の品目が具体的になった時点で協議を行う」、「平時に基本的な事項について協議し、災害発生後に災害の規模や廃棄物の実態を考慮して具体的な受入条件を協議する」、「現時点では定めていないが、品目や量が判明した時点で協議が望ましい」などの回答が挙げられた（図 6 参照）。

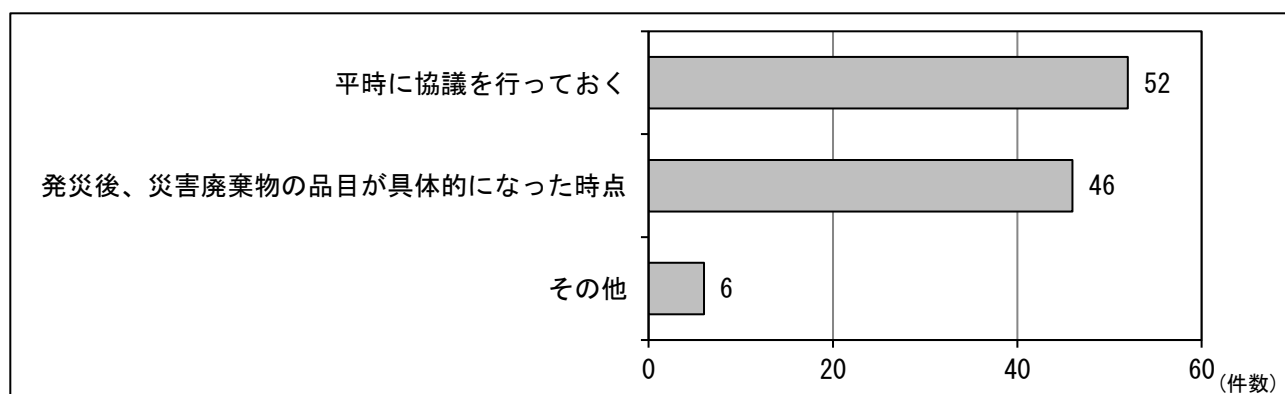


図 6 災害廃棄物の受入に関する協議を行うタイミング

2. 産業廃棄物処理施設を所管する事業者

産業廃棄物処理施設を所管する事業者を対象とした調査回答数は 22 件であり、回答率は 84.6% (22/26) であった。回答のあった産業廃棄物処理施設の種類の、図 7 のとおり、破碎選別施設 (12 件) が最も多くなっている。

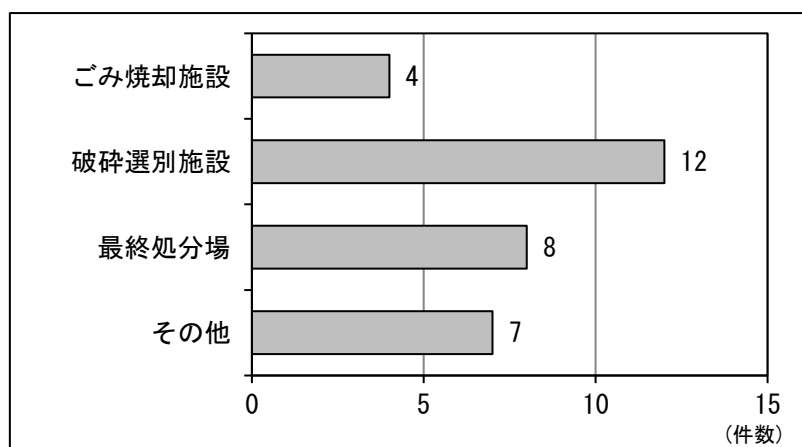


図 7 産業廃棄物処理施設の種類の種類 (複数回答可)

1) 災害廃棄物の受入基準について

(1) 受入基準の通常時との違いについて

項目	回答方式	設問・ご回答欄
通常の処理対象物との受入基準の違い	R4 調査時 回答を予め 記入	通常時に受け入れている廃棄物と、災害廃棄物とで、受入条件は異なりますか。 ・異なる ・通常の処理対象物と同じ
貴社における通常の処理対象物について、ホームページ等で公表されていたら当該ページの URL をご記入ください。	記述式	

通常時と災害時で受入基準が異なるかどうか (昨年度調査時の回答) については、今年度の調査対象事業者のうち、回答が得られた 22 件の事業者すべてが「通常の処理対象物と同じ」という回答であった。

通常の処理対象物については、公表しているホームページ等の URL を回答した事業者は 10 件あった。

2) 受入基準の詳細について

(1) 受入可能な品目について

項目	回答方式	設問・ご回答欄
貴施設で受入れが可能な災害廃棄物の品目	R4 調査時 回答を予め 記入	①可燃混合物、②木くず、③たたみ、④がれき類、⑤金属類、 ⑥不燃混合物、⑦その他

受入が可能な災害廃棄物の品目 (昨年度調査時の回答) については、今年度の調査対象事業者において「木くず」「がれき類」(ともに 14 件) が最も多く、次いで「たたみ (11 件)」、「可燃混合物」「金属類」(ともに 10 件) の順に多くなっている。「その他 (9 件)」の内訳は廃油、ガラス・陶磁器類、汚泥、石綿含有廃棄物などが挙げられた (図 8 参照)。

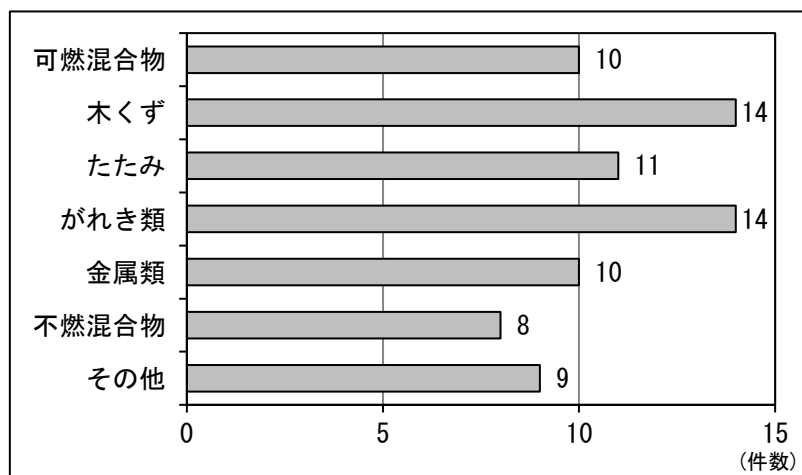


図8 受入可能な品目（複数回答可）

（2）混合状態での受入について

項目	回答方式	設問・ご回答欄
混合状態でも受入れ可能かどうか	R4 調査時 回答を予め 記入	・可能⇒下記設問へ ・困難（事前に仕分けされていることが必要）⇒p13「（4）災害廃棄物の受入に関する協議のタイミングについて」へ
混合状態での受入について	選択式 記述式	災害廃棄物が混合状態である場合、受入対象物の占める割合（体積ベース）がどの程度であれば、当該品目が受入可能と判断しますか。 （選択肢）90%、80%、70%、60%、50% （記述式）その他の条件（混入しているものは可燃系のものに限る、等）

混合状態でも受入れが可能かどうか（昨年度調査時の回答）については、今年度の調査対象事業者のうち、「可能」と回答した事業者が7件（31.8%）、「困難」と回答した事業者が15件（68.2%）であった。

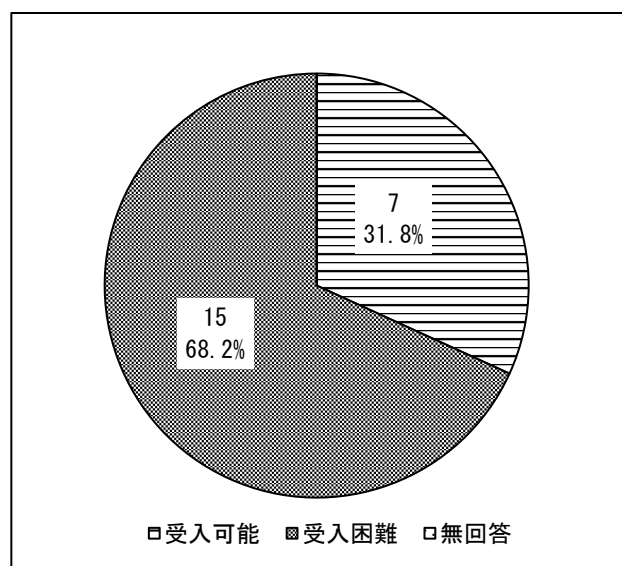


図9 混合状態での受入れが可能かどうか

(3) 受入が可能と判断する混合状態の割合

受入対象物がどの程度の割合（体積ベース）であれば受入れが可能と判断するかという設問では、前項の設問で「困難」と回答した事業者も含め、11件の回答が得られた。

回答の傾向を見ると、可燃混合物、木くずでは回答にばらつきがみられるが、たたみは「90%」と回答した事業者が多い（6件/7件：85.7%）。その他の条件では「混合物は可燃系のみ可」、「なるべく泥を落とす」等の回答が挙げられており、一般廃棄物処理施設と同様に、混入物（特に泥など不燃系のもの）を事前に除去しておくことが重要であると推察される。

がれき類、金属類、不燃混合物等の不燃系廃棄物については回答にばらつきがみられる。その他の条件では「混入物是不燃系のみ可」、「安定型埋立ができる程度」等の回答が挙げられており、混入物を事前に除去しておくこと（特に可燃系と不燃系を分けておくこと）が重要であると推察される（表4、表5参照）。

表4 受入可能と判断する受入対象物の割合（体積ベース）

受入対象物の割合	可燃混合物	木くず	たたみ	がれき類	金属類	不燃混合物
90%	1	2	6	2	2	1
80%	2	1	0	0	0	1
70%	2	3	0	1	0	1
60%	0	0	0	0	0	0
50%	2	2	1	3	2	1
上記以外	0	0	0	0	0	0
計	7	8	7	6	4	4

表5 その他の条件

品目	条件
可燃混合物	・可燃系の混合物であればおおむね処理に問題はありません。泥は落としてほしい。 ・混入物は可燃系のみ可、処理は破碎のみ ・混入物は可燃系のみ可。生ものは不可。 ・可燃系の物に限る ・混入している物は許可品目に限る
木くず	・可燃系の混合物であればおおむね処理に問題はありません。泥は落としてほしい。 ・混入物は可燃系のみ可、処理は破碎のみ ・なるべく泥を落とす ・生木、木くずのみでの回収に限る。 ・混入している物は許可品目に限る
たたみ	・畳は畳のみでの搬入が望ましい。泥は落としてほしい。 ・混入物は可燃系のみ可、処理は破碎のみ ・なるべく泥を落とす ・畳単体で破碎するため、畳のみで収集
がれき類	・混入物是不燃系のみ可、処理は破碎のみ ・安定型埋立ができる程度 ・混入している物は許可品目に限る
金属類	・金属類だけで収集 ・混入している物は許可品目に限る
不燃混合物	・安定型埋立が可能な程度 ・混入している物は許可品目に限る
その他の品目	・液ものに他の物が混ざると社内での保管も難しい（廃油） ・鉱物油、植物油を分けて容器に入っていること（廃油） ・単体での持ち込みが望ましい。泥は落としてほしい。（ベッドマット） ・家電4品目とそれ以外で分けること（廃家電） ・混入している物は許可品目に限る（ガラス、コンクリート及び陶磁器くず） ・割れた蛍光灯は原則不可、電池も分別が必要（蛍光灯・電池）

(4) 災害廃棄物の受入に関する協議のタイミングについて

項目	回答方式	設問・ご回答欄
災害廃棄物の受入に関する協議	選択式	災害廃棄物の受入に際して、受け入れる品目、量などの事前協議はどのタイミングで行うのが望ましいですか。 ①平時に協議を行っておく ②発災後、災害廃棄物の品目が具体的になった時点で協議を行う ③その他

災害廃棄物の受入に際して、受け入れる品目、量などの事前協議はどのタイミングで行うのが望ましいかという設問に対しては、「平時に協議を行っておく」が7件（30.4%）、「発災後、災害廃棄物の品目が具体的になった時点」が12件（52.3%）、「その他」が3件（13.0%）、無回答が1件（4.3%）であった。

その他の内容としては、「平時及び発災後、災害廃棄物の品目が具体的になった時点で協議。」、「その時の状況で判断する。」、「自治体の承認を得るための協議が必要」等の回答が挙げられた（図10参照）。

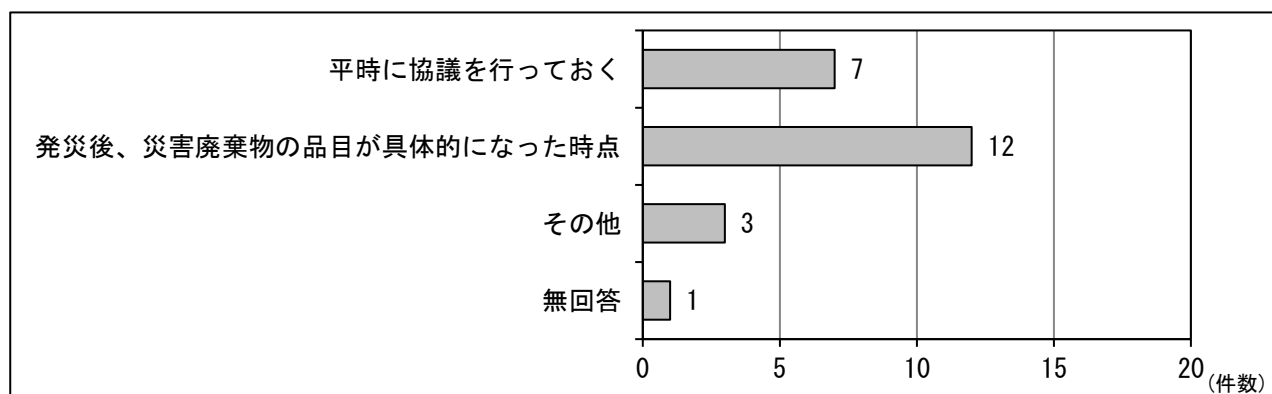


図10 協議を行うタイミング